

# 因北小学校PTA規約

## 第1章 総 則

第1条 子どもたちの幸福な成長を願って、望ましい学校教育、家庭教育の姿を求める因北小学校に在学する児童の父母（または、これにかわる者）教職員の集いを因北小学校PTAといい、その事務局を因北小学校内におく。

第2条 この会は、自主独立のものであって、他の営利的宗教的政党的その他いかなる団体の支配統制、干渉を受けてはならない。又この会は、教職員あるいは教育関係者と学校問題について討議したり、その活動を助けるために意見を具申したりすることはできるが、直接に学校管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第3条 この会は第1条の理念を達するための活動として次のような事業を行なう。

1. 学校、家庭の福祉増進
2. 児童の学習の助成と福祉対策
3. 児童や会員のための講習会、講演会等の開催
4. 児童の校外生活指導、安全対策
5. 家庭教育の研究啓蒙
6. 社会環境改善への協力
7. その他必要な事項

第4条 この会の会員は因北小学校に在学する児童の父母（またはこれに代わる者）因北小学校教職員又この会の趣旨に賛同する者に限る。

## 第2章 機 関

第5条 この会に総会、役員総会、実行委員会をおく。

1. 総会は全会員をもって構成し、この会の最高決議機関で実行委員の選出、事業計画、事業報告、予算・決算の承認、会費の額の決定変更その他必要なことを行なう。
2. 役員総会は総会に次ぐ決議機関で本会の実行委員、地区委員、学級委員、教職員代表をもって構成し総会の決議及び委任事項、その他緊急必要な事項を処理する。
3. 実行委員会は本会の本部役員、専門部長および副部長、教職員代表をもって構成し、会全体の組織の活動がしやすいように結びつける執行機関である。

## 第3章 組 織

第6条 この会の理念を高め、事業を行なうため、次のような部会、専門部活動を行なう。部会は地区部会と学級部会とし、専門部活動には次の部会をおく。

1. 教育活動部
  - ・父母と教職員の信頼と磨き合い
  - ・学校教育活動の援助と児童の福祉対策
  - ・会の健全なる発展を願う広報活動
2. 環境整備部
  - ・教育諸条件の整備活動
3. 保健体育部
  - ・体力向上対策と保健衛生
4. 校外補導部
  - ・校外補導と安全活動

## 第4章 役員及び委員

第7条 この会に会長1，副会長2，母親代表1，書記1，会計1，地区委員（各地区若干名），学級委員（各学級2），会計監査2，をおく。

1. 会長，副会長，母親代表，書記，会計，会計監査，部長，副部長は総会において承認される。
2. 事務局長および事務局長補佐は教職員から選出し，総会に報告する。
3. 地区委員，学級委員はそれぞれの構成員から選出する。

第8条 役員及び委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は，この会を代表し，総会，委員会を召集し，その議長をつとめる。
2. 副会長および母親代表は，会長を補佐し，会長不在の時は代理をつとめる。
3. 事務局は，事務局長，事務局長補佐，書記，会計をもってを構成し，会の健全な進展ができるようつとめる。
4. 地区委員，学級委員は，それぞれの地区及び学級における部会をもち，事業を会長の承認を得て行なう。
5. 会計監査は，会計の監査を行ない，その結果を総会に報告する。

第9条 この会の役員及び委員の任期は，その選ばれた年度の総会の日から翌年度の総会の日までとする。ただし再選を妨げない。

## 第5章 会 計

第10条 この会の経費は，会費，好ましい事業収入を以て支弁し，会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

会費の決定変更並びに，第3条の目的外の支出は総会の決議を要する。

## 第6章 附 則

第11条 この会の運営に必要な細則は，実行委員会においてもうけることができる。  
この会の規約は，総会で出席者の3分の2の賛成によって改正することができる。

この規約は，昭和44年5月10日より施行する。

この規約は，昭和45年4月24日一部改正し施行する。

この規約は，昭和47年2月14日一部改正し施行する。

この規約は，平成13年4月29日一部改正し施行する。

この規約は，平成18年4月15日一部改正し施行する。

この規約は，平成31年4月13日一部改正し施行する。